



事 務 連 絡

平成 30 年 11 月 2 日

高知県病院薬剤師会長 様

高知県健康政策部医事薬務課長

厚生労働省通知の送付について

日ごろは、本県の薬務行政の推進にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

さて、平成 30 年 10 月 30 日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課から、事務連絡がありましたので別添のとおり写しを送付します。

本事務連絡では医療機関において医師が個人輸入した国内未承認のいわゆる発毛薬を医師の指示の下で服用したことにより、健康被害を生じた事例が報告されたことに伴い、医師が個人輸入した医薬品を投薬する場合の注意事項、及び副作用等による健康被害が確認された場合において、保険衛生上の危害の発生又は拡大を防止する観点から必要があると認めるときは、「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」により、報告する必要があることについて示されています。

つきましては、貴会会員へ周知していただきますようお願いいたします。

また、下記通知は当課のホームページ (<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/132101/>) にも掲載しておりますので、併せて周知いただきますようよろしくお願いいたします。

問い合わせ先

高知県健康政策部医事薬務課

濱田、平松

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL 088-823-9682

FAX 088-823-9137